

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百三十九号の項中「蓼原字用水堀東七百二十五番一」を「中丸字木ノ市二十八番三」に改め、同表二百十八号の項中「西臼杵郡」の下に「五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷一万五百五十二番から同郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで、同郡」を加え、「字高野一万三千二十二番一」を「字平底一万二千二百八十一番一」に、「（同市）」を「（同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで及び同市）」に改め、同表四百九十七号の項中「東字スス町三百三十九番」を「二丈深江字野間ノ下千四百九十二番一」に改める。

附 則

この政令は、令和三年七月二十日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。